

公立保育園及び認定こども園保育 I C Tシステム導入業務委託 仕様書

1 総則

(1) 適用の範囲

本仕様書に定める業務は、館林市（以下「発注者」という。）が「公立保育園及び認定こども園保育 I C Tシステム導入業務」を業務委託するにあたり、受注者は、保育 I C Tシステム（以下「本システムまたはシステム」という。）の提供、W i - F i環境整備、i P a d等機器の調達等を実施するものとする。また、本仕様書に記載なき事項は、発注者と受注者で協議するものとする。

(2) 業務名

公立保育園及び認定こども園保育 I C Tシステム導入業務委託

(3) 業務目的

本業務は、館林市公立保育園及び認定こども園（以下、保育園等という。）にシステムを導入することにより、保育園等利用者（以下、保護者等という。）の利便性を向上させるとともに、職員の業務効率化を図り、負担の軽減や保育業務に専念できる環境の構築及び保育の質の向上を目的とする。

(4) 契約体系及び期間

契約は、「W i - F i環境整備業務委託」、「タブレット備品購入」、「インターネット及びシステム使用料」の3本の契約に分かれ、それぞれについて館林市と契約を締結する。

- ・ W i - F i環境整備業務委託

契約締結日から令和7年11月26日まで

- ・ タブレット備品購入

契約締結日から令和7年11月26日まで

- ・ インターネット及びシステム使用料

契約締結日から令和10年3月31日まで

※ なお、本件の見積額は、令和10年3月までにかかるインターネット使用料及び通信料等のランニングコストを含め算出すること。

(5) 作業場所

No.	施設名	定員数	住 所
1	東保育園	70	館林市瀬戸谷町2240番地の17
2	六郷保育園	80	館林市新宿二丁目14番18号
3	多々良保育園	50	館林市日向町1147番地の16
4	美園保育園	90	館林市美園町10番26号
5	松波保育園	60	館林市高根町400番地の96
6	北こども園	120	館林市台宿町9番1号
7	東こども園	50	館林市大島町4364番地の1
8	南こども園	100	館林市本町三丁目6番1号

(6) 適用範囲

本仕様書は、記載されているシステムの提供、Wi-Fi環境整備、通信機器の設置、通信環境の調整、試験、配線 及び iPad等機器の調達、付帯業務等に関わる提案一切について適用するものであり、受注者は、これに基づき行うものとする。

(7) 構築スケジュール

本システムの構築スケジュールは、以下のとおりとする。なお、現段階での本市の想定スケジュールであり、実現可能なスケジュールの提案を求めるものとする。

業務内容	1月目 (R7.7)	2月目 (R7.8)	3月目 (R7.9)	4月目 (R7.10)	5月目 (R7.11)	6月名 (R7.12)	7月目 (R8.1)
要件定義 /非機能要件 定義含む)							
契約							
通信環境構 築／設定							
操作研修							
現地設定							
仮稼働							
本稼働							
調達 (ソフトウ ェア・ハー ドウェア)							

2 システム内容

(1) 管理機能

下記の管理機能を有するシステムであること。

① 園児の登園及び降園の管理に関する機能

- ・登降園の際に、保護者アプリに表示されたQRコードを利用して打刻操作を行うことで、打刻情報が記録されるもの。また、打刻時に保護者アプリを有する保護者に対して、プッシュ通知される機能を有するもの。
- ・打刻した時間によって自動的に延長保育料の計算や、帳票及び請求書の作成できる機能を有するもの。
- ・保護者からの欠席及び遅刻等の事前受付・連絡機能を有するもの。
- ・延長保育料等の請求情報について、Excel又はCSV形式で出力できるもの。

② 保育に関する計画及び記録に関する機能

- ・保育日誌・保育要録・児童票・事故報告書・ヒヤリハット報告書等の作成を行うことができるもの。くわえて、従来使用していた紙の様式に合わせるために調整等が行えるような応用性のある機能を有するもの。
- ・保育現場の状況を写真付きの記録として残すことができ、保育士が作成する書類に展開が可能かつ保護者にも共有可能である機能を有するもの。
- ・保育士の出勤情報等を記録及び管理できる機能を有するもの。
- ・園児の登園予定情報から保育士の必要数を算出し、その情報を参照しながらシフトを作成できる機能を有するもの。
- ・日々の園児の様々なチェック（検温・午睡・排便・食事等）をクラウドで記録できる機能を有するもの。

③ 保護者との連絡に関する機能

- ・電話を使用することなく保護者のスマートフォンアプリから施設へ欠席及び遅刻の連絡を行うことができる機能を有するもの。
- ・保護者へ緊急的な連絡（不審者情報や災害情報等）を迅速に行うことができ、かつ保護者の確認漏れを防ぐような機能を有するもの。
- ・保護者に対するアンケートを作成及び収集ができる機能を有するもの。
- ・保護者一人ひとりに対してお便りや連絡事項の配信ができるもの。
- ・行事予定表を送信できる機能を有するもの。

(2) システム要件

- ① 保育士の業務負荷軽減に役立つシステムであること。
- ② 保護者等の利便性及び操作性等を考慮し、容易に操作できるものであること。
- ③ 制度改正等に柔軟に対応できる拡張性の高いシステムであること。
- ④ 長期間に渡り、安定した利用が可能であること。

- ⑤ インターネット回線を用いるクラウドサービスで提案すること（発注者の庁舎内等にサーバ機器は設置しない）。各施設及び保護者からインターネット回線でシステムが利用できること。
- ⑥ 利用するデータセンターは国内のデータセンターとし、日本の法律が適用されること。
- ⑦ 職員が利用するシステムはWebアプリケーションとし、利用者端末に特別なソフトウェアを導入することなく、以下の環境で利用できること。
 環境 VMware Horizonによるリモートデスクトップ
 OS Linux
 ブラウザ Google Chrome
- ⑧ 個人情報とは運用時の利用端末に保持しないこと。ただし、利用者の操作によってダウンロードされたデータは除く。
- ⑨ 24時間365日サービス提供が可能で、稼働率99%以上を確保していること。ただし、システムメンテナンス等による計画的な停止は除く。システムメンテナンス等のための運用停止が必要な場合は前もって周知を行うこと。
- ⑩ 定期的にバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を図るASPサービスが行われており、常に最新のシステムが利用できること。一般的に行われるASPサービスについては、追加の費用なく提供すること。
- ⑪ 園児数や職員数が増加しても追加の費用が発生しないこと。（定員数の変更があった場合は、この限りではない。）
- ⑫ ネットワーク通信時には、暗号化等のセキュリティ機能を有すること。

(3) システム仕様

① 導入要件

- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用を予定しているため、採択に有利となる「デジタル庁が提供する「デジタル地方創生モデル仕様書」に準拠するための必須条件」を満たすもの。
- ・本市の規模感を考慮し、保育園等を運営する他の地方公共団体において、1自治体あたり8園以上の公立保育所等への導入・運用実績があるシステムであること。なお、導入・運用実績は、公立施設における保育業務を総合的に支援するシステムの実績とし、機能単体システム（例えば午睡チェックシステム等）の実績は含めない。また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。
- ・本システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーション（以下「保護者アプリ」という。）を提供すること。保護者アプリはプッシュ通知が可能であること。
- ・定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図るASPサービスの形態で提供すること。
- ・他システムとのAPI連携実績があること。

- ・個人情報 は運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。
ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。
- ・国の制度等の変更があった場合にも、原則費用内で対応すること。

② 機器類等

システム接続機器は、機器仕様記載のタブレット端末を想定すること。

③ システムセットアップ及び導入フォロー

- ・運用を開始するに当たり、受注者で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- ・契約後、原則 2 週間以内にシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、発注者の承諾を得ること。システム導入会議の議事録は受注者が作成し、会議終了後 1 週間以内に発注者へ報告すること。
- ・導入担当者を設け、全体の導入状況を随時確認し、発注者の要求があった場合は、導入作業が停滞している園へのフォローなどサポートを適宜行うこと。
- ・導入研修等担当者は、地方公共団体への保育 I C Tシステム導入プロジェクト担当経験を有すること。
- ・オンラインで各機能別の活用セミナーを開催し、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。また、本契約で対象とする機能毎のセミナー動画や補助資料を適宜提供すること。なお、これらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

④ 研修

システムについて、以下のとおり研修を実施すること。

- ・発注者と受注者にて協議の上、研修内容及びスケジュールを作成すること。
- ・導入前研修は、オンラインでの開催を 4 回、実地での研修を 1 回とし、回数及び実施方法等については適切なものとする。なお習熟度によって、回数の増減も考えられるため留意すること。予定よりも回数が増加する場合の費用については、受注者と本市で別途協議の上、決定するものとする。
- ・研修時に質疑のあった内容を記録し、回答を付して発注者に提出すること。

⑤ 操作マニュアル

- ・運用開始 1 か月前までに操作マニュアルを提供すること。
- ・操作マニュアルは、職員の利便性を考慮し、オンラインマニュアル（WEB マニュアル）として提供すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。
- ・操作マニュアルは極力専門用語を用いず、I C T知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。
- ・機能の修正などがあった場合には、操作マニュアルの該当部分を速やかに更新すること。

⑥ 保護者向け案内の作成

- ・運用開始 1 か月前までに保護者向け案内を作成し、提出すること。
- ・案内は、極力専門用語を使わず、保護者にも理解しやすい記述とし、実際の画面キャプチャー等を用いて分かりやすく説明すること。
- ・案内は、電子データ一式を納品すること。提案システムより、本市にて案内資料を出力できる場合も可とする。

⑦ 保育 I C Tシステムのセキュリティ対策

- ・不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。
- ・利用するウイルス対策ソフトについては、エンジン及びパターンファイルを適宜最新化するほか、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用を実施すること。別の方法で同程度のセキュリティが担保できる場合も可とする。
- ・アクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃及び情報漏洩、改ざん防止対策並びにセキュリティホール対策を適切に講じること。
- ・アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。
- ・本システムと利用者（各施設及び保護者）間の通信は暗号化を用いて情報漏洩対策が実施されていること。
- ・ユーザー I D 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。
- ・役職や担当クラスに応じた閲覧・操作権限の設定等、ソフトウェア面でのセキュリティ対策を講じること。
- ・保護者は、各施設が認めた利用者以外は利用不可とし、利用者であっても、所属する施設で取り扱う情報及び自身の子供の情報以外の閲覧、利用ができないようにすること（写真は除く）。
- ・保育所及びこども課が使用する I P アドレス以外によるシステムへのアクセス制御ができること。
- ・管理するデータが消失しないよう、サーバのバックアップを定期的に取り得ること。
- ・バックアップデータからの復旧が必要な場合は、その作業を行うこと。

⑧ その他

- ・ユーザー I D 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限（閲覧権限／更新権限）等の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
- ・特定の権限を有するこども課専用の特権アカウントを利用し、園をまたいだ統合的な管理ができること。
- ・導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。
- ・A S P サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化・追加・修正等については、追加の費用なく提供すること。
- ・契約終了時においては、本市及び新たに事業者となるものに対して業者の円

滑な引継ぎに必要な作業を支援すること。

- ・業務及びデータ引継ぎに係る具体的な内容については、本市と事業者が協議の上、決定するものとする。
- ・受注者は、発注者が事業を継続して遂行できるよう、本業務の範囲内でシステム切り替えに協力するものとする。
- ・契約終了時には、業務の引継ぎ作業の完了を発注者が確認した後、クラウド環境に設置されているサーバ内のデータやバックアップデータについては論理的に完全消去を行った上で、書面により発注者に報告すること。
- ・システムを導入した際、追加費用なく提案できることがあれば提案すること。

(4) 個人情報の保護

① 秘密の保持

受注者は、本業務の履行に伴い知り得た業務内容（個人情報及びその他の情報をいう、以下同じ。）を一切漏らしてはならない。また、本業務の履行期間満了後も同様とする。その他必要に応じて発注者と協議を行い、個人情報等の適正管理のために必要な措置を講じるものとする。

② 情報の第三者への提供の禁止

受注者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を業務関係者以外の第三者に提供してはならない。

③ 情報の指示目的以外の利用の禁止

受注者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を発注者の指示する目的以外に使用してはならない。

(5) 適用法規

本作業の機器の設計、製作、施工にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる関係法規、諸規定等に従わなければならない。

- ① 電波法及びこれに基づく政令、省令等
- ② 有線電気通信法及びこれに基づく政令、省令等
- ③ 電気通信事業法及びこれに基づく政令、省令等
- ④ 建築基準法及びこれに基づく政令、省令等
- ⑤ 電気事業法及びこれに基づく政令、省令等
- ⑥ 土木工事共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部監修）
- ⑦ 建築工事共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部監修）
- ⑧ 電気設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部監修）
- ⑨ 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部監修）
- ⑩ 本設備の整備において遵守すべき全ての関係法令
- ⑪ その他、館林市が定める関係条例、規則等

(6) 契約範囲

次に掲げる事項を含め、本業務の完成までに必要な関係官庁等への諸手続き及び検収に至るまでの一切とし、これらに要する費用は、全て本事業の費用に含むものとする。

- ① 本仕様書に基づく無線ＡＰ及び関連機器の調達・運搬・設置・配線
- ② タブレットの調達、キッティング、接続試験
- ③ インターネットの使用を開始した月から令和１０年３月までの本システムのサービス利用料
- ④ 製品の試験調整、その他付帯業務に関わる一切の費用

(7) 提出書類

受注者は、契約締結後、ただちに本仕様書に基づき詳細な打合せを行い、次の書類を発注者の指定する期日までに提出しなければならない（その他必要書類は発注者の職員の指示による）。

主な提出書類は以下のとおり

提出書類等	提出時期	備 考
作業計画書	契約時	発注者の指示する項目が明記されているもの
承認図面等	作業着工時まで	構成表、外観図、配線系統図、機器配置図、その他発注者の指示するもの
通信試験項目表	通信試験前まで	
操作マニュアル	仮稼働１か月前まで	オンライン（Ｗｅｂ）操作マニュアル等
完成図書	工事完了後	(8)に定める書類
発注者が指示するもの	必要の都度	

(8) 完成図書

完成図書については、工事完了後、速やかに、下記に示す図書を提出すること。

- ① 納品物一覧
- ② 配線系統図
- ③ 試験成績書
- ④ 機器等取扱説明書
- ⑤ 各種施工写真及び完成写真
- ⑥ 機器設定表
- ⑦ その他、発注者の必要となった図面等

(9) 検査

本検査の内容、方法等については、発注者と打合せの上行うものとし、検査に要する測定機器及び人員等については受注者において準備するものとする。

(10) 保証期間

本作業による瑕疵期間は、システム各機能の運用開始日より1年間とし、受注者の不備等によるものについては、無償で修復するものとする。

(11) 仕様書の疑義

- ① 本仕様書記載事項についての変更は、原則として認めないものとする。ただし、監督官庁の指導等によりやむを得ない場合のみ、理由、根拠を提示し発注者の承認を得て行うこと。
- ② 本仕様書において疑義または規定のない事項が生じた場合は、別途に協議して解決するものとする。
- ③ 仕様書に明示がない事項であっても、本設備の構築上当然なすべき事項は、受注者の責任においてこれを行うものとする。

(12) 安全管理

受注者は、本作業にあたり、労働安全衛生法その他関係法規に従い、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害の発生防止に努めること

3 作業概要

(1) 作業内容

各拠点の作業内容は下記のとおりである

- ① 各園への光回線の新規敷設
- ② 機器の納入（搬入）
- ③ 無線A P及びNW機器の設置、設定、試験
- ④ 各機器間の配線
- ⑤ 電波エリアの確認
- ⑥ タブレットのキッティング
- ⑦ システムへの正常性確認試験

(2) 作業時間

作業時間については基本、午前9時～午後5時とする。

なお、上記時間帯に作業できない部屋がある場合や、音が出る工程を行う場合は、発注者及び受注者間で十分協議の上、調整することとする。

(3) 設置機器台数

各施設における設置機器の台数は、下表のとおり。

施設名	ルーター	P o E	タブレット	P C	A P
東保育園	1 台／施設	1 台／施設	7	1 台／施設	6 台／施設
六郷保育園			1 1		
多々良保育園			7		
美園保育園			1 0		
松波保育園			1 0		
北こども園			1 7		
東こども園			7		
南こども園			1 9		
計	8	8	8 8	8	4 8

※通信環境の構築に係る現場調査の結果、ルーター、P o E、A Pについては、増減することも考えられるため、留意すること。

(4) 機器のセキュリティ要件

タブレット及びタブレット用無線ネットワークには下記の機能を有すること。

- ① 無線区間はW P A 2 以上による暗号化が実施可能なこと。
- ② 導入機器は、館林市の情報管理に関する諸規定に則り、ネットワークへ接続すること。
- ③ 無線ネットワーク区間において端末間（P C、タブレット、スマートフォン）の相互通信ができないこと。
- ④ 導入機器は第三者にログインされないよう、決められたパスワードに変更できること。
- ⑤ 各機器は最新のファームウェアを利用すること。
- ⑥ 導入機器は第三者にログインされないよう、発注者の職員が指示するパスワードへ変更すること。
- ⑦ 無線ネットワークには許可された機器しか接続できないように設定すること。

(5) 各機器間の配線

- ① ケーブルは天井裏に敷設すること。天井裏に敷設できない場合は、ワイヤープロテクター等にて保護し、壁面に敷設すること。
- ② ケーブルは目立たない色を使用すること。
- ③ 敷設するL A Nケーブルの規格はC A T 5 e 以上とすること。
- ④ 無線A PへP o EスイッチよりL A Nケーブルにて給電出来るよう配線すること。
- ⑤ 配管がない場合は配管を新たに作ること。
- ⑥ 壁面に配線孔がない場合は貫通して経路を作成すること。
- ⑦ L A N配線が1 0 0 メートルを超える場合はスイッチ等で中継すること。

4 回線及び機器仕様

(1) アクセス回線及びI S P（インターネットサービスプロバイダ）

1	アクセス回線	各園に光回線に敷設すること。 最大通信速度概ね1 G b p s のベストエフォート型であること。
2	I S P	固定I Pアドレスを各園1 つずつ準備すること。

(2) 機器使用

① ルーター（想定機種：R T X 1 2 2 0）

1	W A Nポート	1 G b p s × 1 ポート 以上
2	L A Nポート	1 G b p s × 8 ポート 以上
3	動作保証環境	周囲温度0 ～ 4 5 ℃、周囲湿度1 5 ～ 8 0 % (結露しないこと)
4	製品保証	5 年間修理対応可能であること
5	機能	・ルーターのG U I 画面上でネットワーク下部のスイッチや無線アクセスポイントの接続状況がグラフィカルに表示できること ・同一メーカー製スイッチの各ポート個別設定やルーター、スイッチ双方を含むV L A Nの一括設定が可能であること ・電源スイッチにより機器を停止したときにログ情報を保持する機能を有すること ・ファームウェアの新旧バージョンを無償で提供できること ・N A Tセッション数の上限値が6 5 , 5 3 4 以上であること
6	作業	I S P との接続設定を行うこと

② P o E 給電機器（想定機種：S W X 2 2 1 0 P－1 0 G）

1	P o E 給電方式	無線 A P に接続可能な方式
2	P o E 規格	無線 A P の動作に必要なもの
3	動作保証環境	周囲温度 0 ～ 5 0 ℃， 周囲湿度 1 5 ～ 8 0 % (結露しないこと)
4	P o E 給電機能	すべての無線 A P が動作すること
5	動作検証	給電対象の無線 A P と動作検証が取れていること
6	製品保証	5 年間修理対応可能であること
7	最大給電能力（1 ポートあたり）	2 0 W 以上
8	最大給電能力（装置全体）	1 2 0 W 以上
9	P o E 給電可能ポート	8 ポート以上
1 0	機能	ファームウェアの新旧バージョンを無償で提供できること

③ 無線ＡＰ（想定機種：ＷＬＸ２２２）

1	対応周波数	2.4GHz／5GHz 同時利用可能であること
2	対応規格	Wi-Fi 6に対応していること
3	最大伝送速度（5GHz）	1,200Mbps以上
4	最大伝送速度（2.4GHz）	500Mbps以上
5	設定可能SSID	最大8個以上（5GHz、2.4GHzとも）
6	干渉波自動回避機能	有
7	無線端末最大接続台数	5GHz 帯：70台以上 2.4GHz 帯：70台以上 合計で最大140台以上接続可能であること
8	PoE受電	IEEE 802.3af 準拠
9	認証方式	WPA/WPA2/WPA3 パーソナル、WPA/WPA2/WPA3 エンタープライズ、暗号化方式としてAESに対応していること
10	RADIUS認証	有
11	製品保証	5年間修理対応可能であること
12	機能	・ローミングアシスト機（IEEE 802.11k/v/r）に対応していること ・追加ライセンス無しで無線LANコントローラー機能が利用可能であること ・追加ライセンス無しで認証サーバーや自己証明書発行を含む認証局機能を有すること ・ファームウェアの新旧バージョンを無償で提供できること

④ タブレット（i P a d 第 1 0 世代 W i - F i モデル）

1	オペレーティングシステム	i P a d O S 1 8 以上
2	コアスペック	6 コア以上の C P U
3	容量	6 4 G B
4	ディスプレイ	1 0 . 9 インチ以上
5	動作保証環境	動作時環境温度：0 ～ 3 5 ° C 保管時（非動作時）温度：－ 2 0 ～ 4 5 ° C 相対湿度：5 ～ 9 5 %（結露しないこと）
6	重量	5 0 0 g 以下
7	バッテリー容量	2 8 . 6 W h 以上
8	製品保証	1 年 以上
9	オプション ※周辺機器を装備した状態で納品すること。	タフケース 保護フィルム セキュリティワイヤー及び 設置台（玄関等での受付用端末のみ）

⑤ ノート P C 想定機種： D y n a b o o k S J 7 3 / K Y

1	オペレーティングシステム	W i n d o w s 1 1 P r o 6 4 ビット 以上
2	C P U	C o r e i 5 以上
3	メモリ	1 6 G B 以上
4	ストレージ	S S D 2 5 6 G B 以上
5	ディスプレイ	1 3 . 3 型 F H D 以上
6	有線 L A N 対応	1 0 0 0 B A S E - T / 1 0 0 B A S E - T X / 1 0 B A S E - T 以上
7	無線 L A N 対応	W i - F i 6 対応 I E E E 8 0 2 . 1 1 a / b / g / n / a c / a x 準拠 以上
8	製品保証	5 年間修理対応可能であること
9	O f f i c e ソフト	J U S T O f f i c e 5（ライセン ス）
1 0	オプション（周辺機器）	セキュリティワイヤー、L A N ケーブル、マウス

5 作業

(1) 機器の設置作業

作業に使用する機器は、品質及び性能を十分考慮した新品とし、輸送中に損傷がないことを確認したものとする。

(2) 配線・電源工事

- ① ケーブルは外被に損傷を与えないよう十分取扱いに注意し、有線電気通信設備令、電気設備技術基準等に基づき確実に行うものとする。

- ② ネットワーク機器等の電源は既設コンセントから直接または延長タップを使用して供給する。既設コンセントがない場合は分電盤等からの2次側電源工事を実施すること。

(3) 調整試験

作業終了後は、総合的な調整試験を行い、施設の機能を確認し、不具合があれば必ず機器の調整を行うこと。なお、システムアクセス試験は発注者の承諾を得てから行うものとする。

(4) 安全対策

① 基本事項

施工に当たっては、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、安全確保に万全の対策を講じなければならない。

② 安全体制

- ・安全確保のため、総括安全責任者及び作業現場ごとの安全責任者を設け連絡会議などを行い、緊急時の措置等安全体制（組織）を確立しなければならない。
- ・総括安全責任者は、安全のための守則、方法等具体的な対策を定め、これを推進するものとする。
- ・総括安全責任者は、安全責任者等の氏名を明らかにし、これを作業員の見やすい場所に掲示しておくものとする。

③ 安全教育

安全責任者は、安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底しておくものとする。

④ 安全管理

- ・作業用機械は、日常点検、定期点検等を着実に実施し、仮設設備は、材料、構造等を十分に点検し、事故防止に努めるものとする。
- ・高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずるものとする。
- ・火気の取扱い、使用場所等に注意すると共に必要な消火器を配備しておくものとする。
- ・作業現場の状況に応じ交通整理員を配置し、車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通阻害、車両の飛込み防止等に努めるものとする。
- ・電気、ガス、水道等の施設に接近した作業を行う場合は、予め当該施設の管理者と打ち合わせを行い必要によりその立会いを求め指導を得て行うものとする。
- ・作業員の保健、衛生に留意すると共に、作業現場内の整理整頓を図る等、作業環境の整備に努めるものとする。
- ・人身事故が生じた場合は、事故者の救護に最善を尽くすと共に、速やかに発注者に報告しなければならない。
- ・設備事故が生じた場合は、事故の拡大防止に努めると共に、速やかに発注者及び関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めるものとする。

6 その他

- ① 本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、本業務の目的を達成するために当然備える事項については、完備しているものとする。
- ② 受注者は、本仕様書及び提供された情報等について、他社への漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- ③ 受注者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- ④ システムの運用開始日から起算して1年以内に、導入された本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受注者において無償で修復等の作業を行うこと。
- ⑤ 受注者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ⑥ 受注者は、本市の個人情報保護条例をはじめとする、関係法令、規則を熟知したうえで遵守すること。
- ⑦ 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。